

7. 淀橋区自主防災会の活動

淀橋区自主防災会の活動には、「**平常時**」、「**災害時**」の活動があります。
その詳細は、「**活動班役割管理規定**」に示す。

7-1 平常時の活動

平常時は、「**役割分担を決め**」、「**防災知識の普及や啓発**」、「**地域内の防災巡視や防災設備の点検**」、及び「**防災訓練の実施**」など災害に対する備えを行います。
地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、自主防災活動への参加を促す。

(1) 各種様式の点検・整備

自主防災会に最低限必要な台帳は、

- ・ 各世帯毎に、世帯主について「**区民名簿：様式 3**」を参照する。
- ・ 「**自主防災会にどのような人がいるか**」
- ・ 「**災害時に技術的に活用できる人はいるか**」
- ・ 「**必要とされる食料・飲料水、防災資機材は整備されているか**」
などを把握する。

(2) 区民への防災知識の普及や啓発

防災対策は、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、事前に備えをする。

- ① 地震時の家屋の倒壊や家具の転倒。
- ② 地すべりの発生や台風・大雨による土石流、及び河川の氾濫。
- ③ 住宅密集地における火災発生。

(3) 防災巡視や防災点検

- ① 区域内の危険箇所や防災上の問題点をみんなで協議し、改善する必要がある場合は、対策をたてて解決する。
- ② 区域の災害を受けやすい危険箇所（液状化現象など）の把握。
- ③ 危険防止措置の実施要請。
- ④ 区域の危険箇所などを周知するための防災マップを作成を行う。
- ⑤ 区域の一次避難地、避難場所などを周知する。

(4) 防災訓練の実施と訓練結果の不備の改善

「情報収集・伝達訓練」、「初期消火訓練」、「救出・救護訓練」、「給食・給水訓練」
「避難誘導訓練」などに取組み、訓練の結果、不備事項があるときは改善を図り、
「**活動班役割管理規定、様式**」などを改訂する。

(5) 食料・飲料水の整備

- ① 食料・飲料水、及び避難所運営に必要な備品については、備蓄場所・備蓄品目・備蓄数量など「**食料・飲料水備蓄品一覧表：様式 6**」で、計画する。
- ② 食料・飲料水は揃っているか、保管状況、賞味期限はよいか、「**年1回以上**」は、点検・交換・管理をする。

(6) 防災用資機材の整備

- ① 区域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をしておきます。
- ② 必要な防災資機材については、防災倉庫・防災資機材品目・数量などを「**防災資機材一覧表：様式 7**」で、事前に計画していく必要があります。
- ③ 揃っているか、保管状況よいか、「**年1回以上**」は、点検・管理する。

7-2 災害時の活動

災害時は、平常時の活動において、みんなが学んだ情報を有効に活用するとともに「**初期消火、被災者の救出・救助、情報の収集、避難誘導、給食・給水**」といった役割を担います。

(1) 初期消火活動

- ① 出火防止や初期消火のための活動を実施します。
- ② 消防水利の確保、及び警戒区域の設定
- ③ 火事の類焼・拡大を防ぎ、消防署や消防団が到着したあとは、指示に従います。

(2) 救出・救助活動

- ① けが人や倒壊した家屋の下敷きになった人たちを、救出用資機材を活用して、みんなで救出・救助活動します。
- ② 負傷者に対し応急手当を行い、重傷者については、救急要請します。
- ③ 救出が困難な場合は、公的防災機関に救助要請を行います。

(3) 情報収集・伝達活動

- ① 区域の被害状況や火災の発生状況を正確に富士宮市災害対策本部・消防機関に伝えるとともに、公的防災機関から出される災害情報を住民に伝達する。
- ② 伝達すべき情報は、「建物、道路、及び橋などの被害状況、火災、がけ崩れなどの被害状況、電気・ガス・水道・電話などの復旧見通しなど」です。
- ③ その被害状況を「**被害状況報告書：様式 1**」に記載する。

(4) 給食・給水活動

- ① 食料・飲料水、毛布などの応急物資を配分します。
- ② 必要に応じて炊き出し、献立などを行います。
- ③ 炊き出しに必要な給食設備の設営を行います。
- ④ 食料・飲料水などの運搬車両の確保。

(5) 避難誘導活動

- ① 自宅に住むことが出来なく、自力で避難することが困難で支援を必要とする人、
「**避難行動要支援者（高齢者・障害者・妊婦・乳幼児・傷病者・外国人）**」
は、第1避難地などの安全な場所に避難誘導する。
- ② 区民の避難者数を把握し、避難者が多い場合は、広域避難所の「**富士宮北高等学校・富士宮第4中校**」に避難誘導する。
- ③ 避難者数が少ない場合は、「**淀橋区民館**」を避難所にするか、富士宮市
災害対策本部と調整する。
- ④ 避難を指示する場合は、**広域避難所**（富士宮北高等学校・第4中学校）に
避難するかを周知し、「**避難状況報告書：様式 2**」記載する。
- ⑤ 広域避難所（富士宮北高等学校・第4中学校）のグラウンドに到着しましたら、
人員点呼、安否確認する。
- ⑥ 「**避難行動要支援者**」を確実に、広域避難所（富士宮北高等学校・第4
中学校）に、確実に避難誘導し、「**避難状況報告書：様式 2**」に記載する。

7-3 自主防災組織で行う、避難行動要支援者の取組みについて

災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々、**〔避難行動要支援者〕**にとっては、安全な場所へ避難することや避難所での生活を続けることなどに困難が発生します。このような人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することが出来ます。そのために、地域の人たちの支援が求められています。

1. 「災害対策基本法」の改正

- (1) 「**災害対策基本法**」の第49条の改正に伴い、平成 27年 4月 1日から、
〔**高齢者、障害者、乳幼児、妊婦**〕など、災害時において、特に配慮を
要する人を〔**災害時要援護者**〕から、〔**要配慮者**〕、及び〔**避難行動
要支援者**〕という名称とすることになりました。
- (2) 「**災害対策基本法**」において、市町は、まず、当該地域における災害特性
などを踏まえつつ、〔**避難行動要支援者**〕の避難についての全体的な考え方
を整理し、地域防災計画に重要な事項を定める。
〔**避難行動要支援者名簿**〕を活用した実効性のある避難支援をなさえる。

(3) 要配慮者とは

- ① 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者。
- 身体障害のある人
 - ・ 肢体不自由な人
 - ・ 視覚に障害がある人
 - ・ 聴覚に障害がある人
 - ・ 視覚と聴覚の両方に障害がある人
 - ・ 内臓機能・免疫機能に障害がある人
 - 知的障害のある人（知的機能に障害がある人）
 - 発達障害のある人（自閉症・学習障害がある人）
 - 精神障害のある人：精神的・心理的、及び行動上の機能に障害がある人
 - 高齢者（要介護認定をうけている人 3～5）
 - ・ 常に介護が必要な人
 - ・ 座った姿勢が取れない
 - ・ 一人で生活している人
 - ・ 一人で歩くのが困難、歩いて移動できない
 - ・ 持続的な医療行為が必要な人
 - ・ 医療器材を使用している人
 - ・ 特殊な治療薬剤を常用している人
 - 乳幼児・子供（自分で行動する能力がなく、判断できない人）
 - 妊婦（妊娠中や出産直後の人）
 - 外国人（日本語でのコミュニケーションが取れない）

(4) 避難行動要支援者とは

「要配慮者」のうち、災害が発生した場合や、発生する恐れがある場合に自ら避難することがその円滑、かつ迅速な避難をの確保を図るために特に支援を要する者。

(5) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援

災害に関係する情報や災害発生後の情報などを確実に伝達するような配慮が必要です。避難場所では、[避難行動要支援者]が生活しやすい場所に配慮してください。

2. [避難行動要支援者]の避難行動支援の取組み

災害対策基本法の一部改正により、新たに、「**避難行動要支援者名簿**」の作成、名簿情報の関係者への提供などの規定が設けられました。

災害時の援護活動・事前対策の検討や防災訓練のため、富士宮市、自主防災会民生委員、児童委員は、本申請書に記載・提供した情報を利用します。

[1] 平常時の「避難行動要支援者」の避難支援

- (1) 富士宮市発行の[**避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書**]の作成。
- (2) [**避難行動要支援者**]の生命・身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成し、プライバシーを保護する。
- (3) [**避難行動要支援者**]本人の同意を得て、平常時から避難行動要支援などの関係者に情報を提供する。
災害時要援護者：高齢者・障害者・乳幼児・妊婦・傷病者・外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人。
- (4) **避難行動要支援者などの関係者**とは、区長・自主防災会会長・民生委員・児童委員・町内会長など。
- (5) [**申請書兼同意書**]の作成と提出は、関係者の手助けをした方の氏名を記載し、富士宮市市長に提出する。
- (6) 要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況などを考慮し、名簿の作成に際し、必要な個人情報を記載し、適正な情報管理を行う。
[氏名・生年月日・性別・住所・居所・電話番号・連絡先・避難支援を必要とする事由]
- (7) 「**避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書**」の更新。
「**避難行動要支援者**」の状況は、常に変化しうることから、期間や仕組みを構築し、「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」を最新の状態に保つこと。
- (8) 災害時には、**避難行動要支援者**の安否確認、避難支援などが確実にできる淀橋よう区域で「**避難行動要支援者台帳**」を整備する。
- (9) 避難支援などの関係者への事前台帳情報の提供・共有する。
(区長・自主防災会会長・民生委員・児童委員・町内会長など)
- (10) **避難行動要支援者**への対応。
区域の方と協力して、**避難行動要支援者**を支援する取組みについて定める。
- (11) 名簿情報の提供を受けた**避難行動要支援者**などの関係者は、守秘義務などに留意すること。
- (12) 平常時から、名簿情報を提供することに「**不同意であった者**」についても、可能な範囲で、避難支援を名簿情報に基づいて避難支援を行う。

[2] 災害発生時の「避難行動要支援者」の避難支援

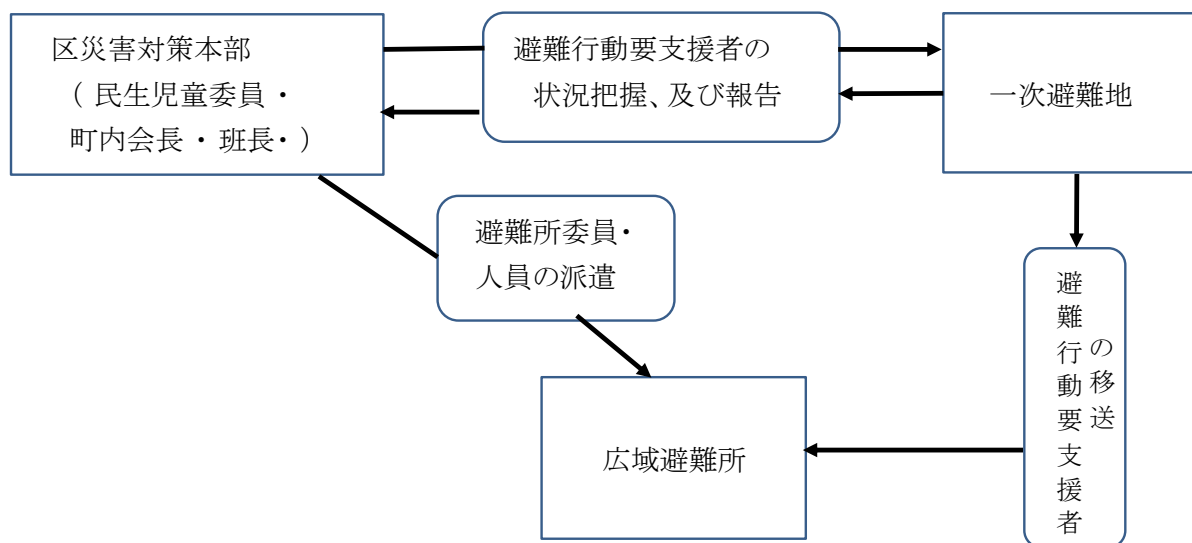
災害発生時の「**避難行動要支援者**」の避難支援には、マンパワーなどの支援する力が不可欠でありますので、実効性のある避難支援を計画することです。

- (1) 避難のための情報伝達に「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」を活用する。
- (2) 「**避難行動要支援者台帳**」の情報を提供することに同意した者については、台帳情報に基づいて避難支援を行う。
- (3) 避難支援を行うに当たっては、避難支援など関係者の安全確保の措置をする。
- (4) 「**避難行動要支援者**」の安否確認を行う際は、「**避難行動要支援者台帳**」を有効に活用する。
- (5) 災害発生時に「**避難行動要支援者**」の避難支援などに必要な応援を得る。
(区長・自主防災会会長・町内会長・班長・民生児童委員・児童委員・町内会長・班長など)
- (6) 災害発生時に**不同意を含む**、「**避難行動要支援者**」の避難支援などに必要な応援を得るときは、その同意の有無に関わらず、必要な限度で実施する。

[3] 災害発生時の避難所開設の判断

- (1) 災害が発生した場合は、避難所開設の判断をする。
- (2) 「**避難行動要支援者**」の避難状況の把握。
- (3) 避難所開設を決定する。
- (4) 避難所委員・人員の派遣する。

[4] 避難所開設までのフロー



〔5〕「避難行動要支援者」の支援活動

- (1) **避難行動要支援者などの関係者**（区長・自主防災会会長・民生委員・児童委員・町内会長など）は、「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」に掲載された方に対し、日頃のお付き合いを通じて見守り、災害発生時は、地域住民と協力し、避難行動などの手助けを行う。
- (2) 「**避難行動要支援者の広域避難所**」を開設し、受け入れ態勢が整い次第、「**避難行動要支援者・家族**」に周知する。
- (3) 一次避難地（自宅）から、「**避難行動要支援者の広域避難所**」への輸送を行う。（町内会長・避難誘導班・班長）
- (4) 町内会長・避難誘導班・班長は、一般の避難所では避難生活が困難な**避難行動要支援者**の実情を踏まえつつ、避難行動要支援者は、**広域避難所**の責任者に引き継ぐ。
（避難誘導班・町内会長・班長・）
- (5) **避難行動要支援者の避難所**の施設管理者は、避難者の名簿を作成する。
「**避難行動要支援者台帳：様式 11**」
- (6) 「**避難行動要支援者**」が退所するときは、可能な限り、転出先を確認し、記録する。
- (7) 「**避難行動要支援者台帳：様式 11**」名簿の整理、及び集計、更新を定期的に行う。
- (8) 施設管理者と協力し、「**避難行動要支援者の避難所**」のレイアウトを早期に設定する。

〔6〕食料・物資の配給と管理。

食料・物資が十分に行き届かないことも予想されるため、不足する食料・物資を取りまとめ、計画的に配給する。

8. 淀橋区自主防災会の防災計画

淀橋区自主防災会は、**平常時に**住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るとともに、**災害発生時には**、効果的な防災活動を行うためには、年間の防災計画をたてておく必要があります。

- (1) 自主防災会の編成と役割分担。
組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
- (2) 防災知識の普及、啓発事項、方法、実施時期などを定める。
- (3) 防災訓練の種別、実施計画と時期、及び回数。
- (4) 防災資機材の調達計画、及び、管理方法、保管場所、ついて定める
「**防災資機材一覧表：様式 7**」を作成する。
- (5) 情報の収集・伝達、及びその方法などについて定める。
- (6) 出火防止、初期消火。
出火防止対策、初期消火対策などについて定める。
- (7) 救出・救護活動、及び医療機関の連絡などの「**緊急時連絡先一覧表：様式 8**」、及び「**救急医療用備蓄品一覧表：様式 9**」を作成する。
- (8) 避難誘導。
避難誘導の指示と方法、避難経路、避難場所を定める。
- (9) 区民名簿の作成
各世帯ごとに、世帯主・住所・連絡先について記入する名簿です。
「**区民名簿：様式 4**」を毎年、整備する。
- (10) 人材台帳の作成
災害時の応急救護や救出・救護、及び情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく台帳です。「**人材台帳：様式 4**」
(現役・元の消防団員、警察官、自衛官、保険師・助産師、看護師、
整体整骨師、調理士・栄養士・アマチャー無線資格者) など。
- (11) 避難行動要支援者への対応。
 - ① 区域の方と協力して、避難行動要支援者を支援する取組みについて定める。
 - ② 避難行動要支援者：高齢者・障害者・乳幼児・妊婦・傷病者・外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人。
 - ③ 災害時には、災害時要援護者の安否確認、避難支援などが確実に行えるよう、区域で「**避難行動要支援者台帳：様式 5**」を整備する。
- (12) 給食・給水。食料・飲料水の確保、配給、炊き出しなどについて定める。
「**食料・飲料水備蓄品一覧表：様式 6**」を作成する。
- (13) 他の組織との連携。
他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。